

2020年2月19日

日旅 営企・海外第200029号

お客様 各位

株式会社 日本旅行
海外旅行事業部

新型コロナウイルス関連

タヒチ及びタヒチを経由して他国へご出発のお客様へのご案内 第2報

(感染症に関する健康診断書の提示 完全義務化)

各国政府機関は、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ観点から、入国時検疫を強化する動きが見られ、一部の国では全ての旅客に健康申告書等の提出を義務付けていたり、中国に滞在していた旅客や中国籍パスポート保持者の各国入国について拒否または制限をする動きとなっております。このたびタヒチについては、タヒチ当局より航空会社を通じ、以下の対応が発表されましたのでご案内いたします。

記

内容：感染症に関する健康診断書の提示の完全義務付け

日本出発前の5日以内に感染症に関して健康診断を受けた健康診断書(言語問わず、書式自由)であること。

熱、咳、鼻水、あるいは呼吸器疾患が無い旨を医師が証明するもの。

例：4月1日出発の場合、3月28日（土）から4月1日（水）までに受診し、書面を入手する必要があります。

適用開始日：2020年2月22日より

対象旅客：航空便でタヒチに到着する全ての旅客

提出場所：成田空港出発時 ※提示されない場合は搭乗ができません

※エア・タヒチ・ヌイ成田便では上記の対応に加え、機内で配布される「健康調査書」の記入を必要としております。

エア・タヒチ・ヌイ航空からの情報（要約）

ご搭乗にあたり、日本在住のお客様に加え、2020年1月1日以降、中国、カンボジア、香港、インド、日本、マカオ、マレーシア、ネパール、シンガポール、韓国、スリランカ、台湾、タイ、ベトナム、フィリピンを経由、または訪問した全ての国籍の旅行者に対して、搭乗地（乗船港）がどこであっても、渡航日の5日前以内に発行された健康診断書を提示し、フランス領ポリネシアに渡航する前にウイルスに感染している兆候がないことを証明頂く事となりました。

対応については日々変更されますので、各國大使館や航空会社で最新の情報をご確認ください

以上